

【郵送申告の方法】

次の方は、郵送申告をお願いします。必要事項の記入及び、添付書類を確認のうえ郵送してください。

- 前年中(R5.1.1~R5.12.31)収入のない方
- 収入・経費に関する証明書類・控除に関する領収書等の必要書類を添付出来る方

郵送申告の際に同封する必要書類



①申告書を提出する全ての人が必要なもの

チェック欄

令和6年度 町民税・県民税兼国民健康保険税申告書(以下申告書)

本人確認書類(運転免許証等)の写し、またはマイナンバー確認書類の写し
※本人確認のため、写しの添付にご協力ください。

②申告する内容に応じて必要なもの

	項目等	添付または提示すべき書類	チェック欄
収入に関する資料	営業	事業所得(営業・農業)・不動産所得のある方:申告書(No.7事業所得のある人、No.8不動産所得)をきちんと記載してください。なお、収入や経費の必要書類原本、帳簿や領収書は項目別に整理して申告期間から7年間は保管してください。	<input type="checkbox"/>
	農業		<input type="checkbox"/>
	不動産	※【記帳と帳簿書類の保存義務】事業所得、不動産所得がある方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。	<input type="checkbox"/>
	配当	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書の写し	<input type="checkbox"/>
	給与	源泉徴収票や給与証明書の写し ※申告書のNo.9給与証明欄に収入の証明を雇用主が記入しても可	<input type="checkbox"/>
	公的年金	源泉徴収票の写し	<input type="checkbox"/>
	その他雑	収入金額や経費が確認できる書類など(個人年金の支払証明書、報酬に係る支払調書など)※No.10に記入をお願いします。	<input type="checkbox"/>
	総合譲渡	収入金額と経費の内容が分かるもの	<input type="checkbox"/>
	一時	収入金額と経費の内容が分かるもの	<input type="checkbox"/>
控除に関する資料(令和5年中に支払った証明書等)	社会保険料控除	支払った金額が分かる領収書、支払証明書などの写し ※天引きになっている場合は、源泉徴収票に記載されています。	<input type="checkbox"/>
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書の写し	<input type="checkbox"/>
	生命保険料控除	生命保険料控除証明書の写し	<input type="checkbox"/>
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書の写し	<input type="checkbox"/>
	寡婦・ひとり親控除	申請する場合、申告書の本人控除⑯に記入をお願いします。	<input type="checkbox"/>
	勤労学生控除	学生証または在学証明書の写し	<input type="checkbox"/>
	障害者控除	障害等級等の分かる手帳の写しまたは障害者控除認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>
	配偶者控除等	申請する場合、申告書の配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者⑰の部分に記入をお願いします。 ※配偶者が町外在住の場合に限りマイナンバーの分かるものを添付	<input type="checkbox"/>
	各種扶養控除	申請する場合、申告書の扶養親族⑱の部分に記入をお願いします。 ※被扶養者が町外在住の場合に限りマイナンバーの分かるものを添付	<input type="checkbox"/>
	雑損控除	り災証明書や支出した領収書などの写し	<input type="checkbox"/>
	寄附金控除	寄附金の受領証や控除証明書、寄附金控除に関する証明書などの写し	<input type="checkbox"/>
	医療費控除	医療費控除明細書または医療費通知(領収書のみは不可)	<input type="checkbox"/>
	セルフメディケーション税制	セルフメディケーション税制の明細書または証明書	<input type="checkbox"/>
	添付書類の返却を希望する場合	返信用封筒を同封してください。 (宛名を記載し、所要額の切手を貼り付けてください。)	<input type="checkbox"/>

※申告書に収入・控除の記載がない場合は、添付資料をもとに課税計算をします。
資料の添付漏れには、ご注意ください。